

蓬萊橋小公園への飲料用等自動販売機設置事業者選定に係る  
公募型プロポーザル（書類選考型）実施要領

1 概要

(1) 件名

蓬萊橋小公園への飲料用等自動販売機設置事業者選定

(2) 目的

島田市（以下「市」という。）では、市有財産の有効活用を図るとともに観光客等の利便性向上を目的として、飲料用等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を選定する。

(3) 業務内容

蓬萊橋小公園（蓬萊橋 897.4 茶屋西側）に自動販売機等を設置する。

【配置図】

所在：島田市南二丁目地先



(4) 設置期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで

(5) 設置方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び島田市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する規程（平成25年2月4日訓令甲第1号）に基づく行政財産の貸付けとして、市と設置者との賃貸借契約を締結する。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式（書類選考型）

※企画提案に関するプレゼンテーションは行わない。

### 3 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り募集に参加することができる。

- (1) 島田市物品入札参加資格者名簿に登録されている者で募集公告の日から設置者決定までの間、市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団又は同条第 6 号の暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）でないこと。法人にあっては役員又は使用人も暴力団員でなく、暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 静岡県に本店、支店、営業所又は事業所を有し、個人の場合は静岡県中部地区内に居住し、又は店舗を設置し、業を営んでいること。
- (5) 静岡県において過去 3 年以上継続して自動販売機の設置及び運営事業を営んでいること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 静岡県内において、過去 3 カ年の間に、静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎、施設等における飲料用自動販売機設置者として決定した場合において、当該契約の締結又は履行を妨げ、若しくは正当な理由なく当該契約を履行しなかったことがないこと。

### 4 応募方法及び参加資格の審査

プロポーザルに応募する事業者は、参加申込書を提出し、参加資格の有無について審査を受けなければならない。

#### (1) 参加申込書受付期間

令和 7 年 1 月 15 日（水）から 1 月 22 日（水）午後 5 時まで

※郵送による提出の場合、令和 7 年 1 月 22 日（水）の消印有効

#### (2) 応募方法

「(3) 提出書類」を持参、郵送又はメールにより提出してください。

送付先 〒427-8501 静岡県島田市中心部 1 番の 1 島田市役所観光課

メール：kankou@city.shimada.lg.jp

※メール送信後、観光課に確認の電話（0547-36-7394）を入れること

※持参される方は、島田市役所 2 階観光課へお越しください。

受付時間 午前 9 時から 12 時まで、午後 1 時から 5 時まで（土、日、祝日除く）

#### (3) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1 号）

イ 誓約書（様式 2 号）

ウ 営業実績報告書（島田市有施設設置業務実績等）（任意様式）

※市が必要と認める場合は、上記以外に追加資料の提出を求められることがある。

#### (4) 参加資格結果通知

令和7年1月24日（金）までに電話またはメールにより通知する。

### 5 質疑応答

質問及び回答方法については、次のとおりとする。なお、質問及び質問に対する回答は本実施要領の追補とみなす。

#### (1) 提出期限

令和7年1月15日（水）午前9時から1月17日（金）正午まで

#### (2) 質問方法

島田市公式ホームページよりダウンロードした質問書（様式3号）を観光課へメールで送信すること。

※メール送信後、観光課に確認の電話をいれること。

#### (3) 回答期限

令和7年1月21日（火）

#### (4) 回答方法

回答を島田市公式ホームページに掲載する。

### 6 企画提案書等の作成及び提出

参加審査結果により指名を受けた事業者は、次に定めるところにより、企画提案書等を提出しなければならない。あわせて、販売する清涼飲料水等の一覧（名称、販売価格など）、設置する自販機及び使用済容器回収ボックスの仕様（寸法、電力消費量等）が分かる資料を添付すること。

#### (1) 提出期限等

##### ア 提出期限

令和7年1月24日（金）から2月3日（月）正午まで

※郵送による提出の場合、令和7年2月3日（月）の消印有効

##### イ 提出書類（企画提案書等）

A4サイズ両面印刷に下記内容を記載し作成する。

##### ① 観光情報の発信について

- ・観光情報を発信する機能等について

##### ② 自動販売機のデザインについて

- ・島田市の魅力が伝わるデザインについて
- ・景観、ユニバーサルデザインに対する配慮について

##### ③ 自動販売機の付加機能等について

- ・今回採用する自動販売機の付加機能等の具体的な特徴について

##### ④ キャッシュレス機能等に関する提案

- ・電子マネーや携帯電話アプリなどのキャッシュレス機能等について

##### ⑤ 管理体制について

- ・故障時の対応、苦情への対応、補充・回収等の商品管理体制などについて

⑥ 貸付料に関する提案

- ・月額貸付料（消費税及び地方消費税を除いた額とする）

⑧ その他の提案

- ・社会貢献、地域経済を活性化させる提案など

## 7 審査方法

- (1) 庁内審査委員による提案書類審査を行うこととする。
- (2) 評価点が最も高い者を優先交渉権者とする（優先交渉権者との協議を経て仕様書を作成し、契約を締結する考えである）。
- (3) 評価点が優先交渉権者に次ぐ者を次点者とし、優先交渉権者との協議が整わなかった場合において協議を行うこととする。
- (4) 審査結果は、令和7年2月10日(月)に参加者へ電話またはメールにて連絡をすることとする。
- (5) 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。
- (6) 提案者が1者であった場合は、評価点が55点以上の場合に優先交渉権者とするものとする。
- (7) 審査内容に係る質問には応じないこととする。

## 8 契約等

### (1) 契約締結前の詳細協議

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、随意契約に向けた諸条件について優先交渉権者が行った提案の範囲内で市と詳細協議する（詳細協議の費用は優先交渉権者の負担とする）。また、優先交渉権者は市との詳細協議が整い次第、本結果を反映した見積書を市に提出するものとする。

### (2) 契約締結

前項の協議が整い次第速やかに、設置事業者となった者は、市と賃貸借契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、優先交渉権者が本実施要領の参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。なお、協議が整わない場合、市は次点者と協議の上契約を締結する場合がある。

### (3) 費用負担

自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理、撤去に係る費用、光熱水費（電気使用料等）は設置事業者が負担する。なお、設置する自動販売機の光熱水費（電気使用料等）は、設置者が自ら設置した子メーター（計量法に基づく検査に合格したもの）により計測した使用量等に基づき計算した額とする。

## 9 スケジュール

実施要領公開：令和7年1月15日（水）

参加申込受付：令和7年1月15日（水）から1月22日（水）午後5時まで

※郵送による提出の場合、令和7年1月22日（水）の消印有効

参加資格結果通知：令和7年1月24日（金）

質問受付：令和7年1月15日（水）午前9時から1月17日（金）正午まで

質問回答：令和7年1月21日（火）

企画提案書提出：令和7年1月24日（金）から2月3日（月）正午まで

※郵送による提出の場合、令和7年2月3日（月）の消印有効

審査結果通知：令和7年2月10日（月）

## 10 参加の辞退

参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに観光課に電話連絡のうえ、社名、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した辞退届（任意書式）を観光課に持参又は郵送すること。

## 12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する場合、その提案を失格とする。
  - ア 提案書の提出先、提出場所、提出期日、必要書類、書類内容が実施要領等に示された要件に適合しないもの。
  - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルは受託候補事業者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (6) 企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (8) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合或いはこのプロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

## 13 担当部署（書類提出先）

島田市役所 観光課 観光施設係

電話：0547-36-7394

メール：kankou@city.shimada.lg.jp